

ハートフル雇用実施要項

令和7年度介護従事者新規就労支援事業

- 1 目的 介護分野への新たな就労希望者を対象に、介護従事者としての就労を支援するため、県内の介護保険施設等と就労希望者が短期雇用契約（以下「ハートフル雇用という」。）を結び、介護保険施設等で介護業務に従事し、職場定着に向けた支援により、介護人材の確保と新規就労支援を行うことを目的として実施します。
- 2 主催 秋田県、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉人材センター）
- 3 対象者 介護分野への就労を希望する者で、次の全ての要件を満たす者としします。
 - ① 介護業務未経験又は介護の実務経験が概ね1年程度の者であること。
 - ② 介護福祉士の資格を有しない者であること。
 - ③ 過去1年以内に国のトライアル雇用奨励金などの雇用助成制度を利用していない者であること。
- 4 事業内容
対象者は、ハートフル雇用受入施設（以下「受入施設」）と短期雇用契約を結んだ後、受入施設で介護業務に従事します。
 - （1）受入施設の要件
本事業の趣旨を理解し、対象者の実務指導にあたることのできる介護保険施設等であって、次の要件を満たすものとしします。
 - ① 対象者の受入人数は、1施設において1人としします。ただし、適切な実務指導の実施が可能な場合にあっては、この限りではありません。
 - ② 対象者の就業時間は、受入施設における常勤の従業者が勤務すべき時間数としします。ただし、ハートフル雇用終了後の勤務形態を考慮し、対象者及び受入施設双方の合意により、就業時間を短縮できるものとしします。
 - （2）申込み手続き
 - ① 対象者は、ハートフル雇用申請書（様式第1号）により、FAX等でお申し込みください。
 - ② 受入を希望する施設は、ハートフル雇用施設登録申請書（様式第2号）を本会に御提出ください。併せて、ハートフル雇用併用求人申請完了後、受入施設の登録が完了となります。ハートフル雇用併用求人申請がない場合は受入施設としての登録が完了となりませんので、あらかじめ御了承ください。
 - （3）対象者と受入施設の決定
 - ① 対象者と受入施設が、雇用条件や実務内容等について協議し、合意に至った場合に対象者及び受入施設を決定します。その後、受入施設に対して、ハートフル雇用実施決定書（様式第3号）により通知するとともに、対象者に対して、決定通知書（様式第4号）により通知します。
 - ② 受入施設は、ハートフル雇用を証明するものとして、労働条件通知書（写し）を併せて御提出ください。

(4) 経費

- ① 受入施設に対し、対象者1人につき次の額を基準として経費をお支払いします。
月額 50,000円
- ② ハートフル雇用に要する経費が基準額に満たない場合は、実支出額を限度としてお支払いします。
- ③ 対象者の職業訓練・雇用について他制度から助成がある場合は、他制度を優先し、ハートフル雇用に要する経費はお支払いしません。
- ④ ハートフル雇用に要する経費は、受入施設の指導担当職員の人件費を含む実務指導に要する全ての費用を対象とします。ただし、対象者に支払う賃金等は対象になりません。

(5) ハートフル雇用の実施期間

3ヶ月間

(6) 進行管理等

- ① 受入施設は、ハートフル雇用実施計画（様式第5号）及びハートフル雇用実施報告書（様式第6号）を毎月作成し、本会に御提出ください。
- ② 受入施設は、対象者の都合によりハートフル雇用を対象期間の途中で中止する場合は、事前に本会に報告するものとし、ハートフル雇用中止報告書（様式第7号）の御提出をお願いします。
- ③ 受入施設は、ハートフル雇用を修了するときは、本会にハートフル雇用修了報告書（様式第8号）を御提出ください。
- ④ ハートフル雇用期間終了後、対象者が引き続き受入施設での就労を希望する場合は、受入施設は、対象者を継続雇用してくださるよう御対応をお願いします。

5 問合せ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
施設振興・人材・研修部 人材確保担当／斎藤
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階
Tel 018-864-3161 Fax 018-864-2877